

平成30年第3回（12月）臨時会

つがる西北五広域連合議会会議録

つがる西北五広域連合議会

目 次

○議決結果表	1
○議事日程	2
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○説明のため出席した者	4
○職務のため出席した事務局職員	4
○開会宣告	5
○開議宣告	5
○日程第1 会議録署名議員の指名	5
○日程第2 会期の決定	5
○日程第3 議案第13号及び	
日程第4 議案第14号	5
○広域連合長あいさつ	7
○閉会宣告	7

平成30年つがる西北五広域連合議会第3回臨時会議決結果表

議案番号	提案月日	件名	議決月日	審議結果
議案第13号	平成30年 12月19日	つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平成30年 12月19日	原案可決
議案第14号	平成30年 12月19日	つがる西北五広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平成30年 12月19日	原案可決

◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第13号 つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第4 議案第14号 つがる西北五広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（8名）

1 番 葛 西 収 三 議員（五所川原市）

2 番 吉 岡 良 浩 議員（五所川原市）

3 番 伊 藤 永 慈 議員（五所川原市）

4 番 三 上 洋 議員（つがる市）

5 番 佐々木 直 光 議員（つがる市）

6 番 新 保 勝 敏 議員（鱒ヶ沢町）

8 番 加賀谷 忠 榮 議員（鶴田町）

9 番 白 川 孝 憲 議員（中泊町）

◎欠席議員（1名）

7 番 堀 内 榮 治 議員（深浦町）

◎説明のため出席した者（9名）

広域連合長	佐々木 孝 昌（五所川原市）
副広域連合長	福 島 弘 芳（つがる市）
副広域連合長	平 田 衛（鱒ヶ沢町）
副広域連合長	吉 田 満（深浦町）
副広域連合長	相 川 正 光（鶴田町）
副広域連合長	濱 舘 豊 光（中泊町）
会計管理者	岩 川 静 子（五所川原市）
事務局長	鎌 田 和 廣
総務課長	須 藤 淳 也

◎職務のため出席した事務局職員

総務係長	川 村 恵 幸
総務係主査	宮 本 和 佳
総務係主任	吉 田 俊 介

◎開会宣告

- 葛西収三議長 ただ今の出席議員は 8 名、定足数に達しております。
これより、平成 30 年つがる西北五広域連合議会第 3 回臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

- 葛西収三議長 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第 1 号により進めます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

- 葛西収三議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 71 条の規定により、4 番、三上洋議員、5 番、佐々木直光議員を指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定

- 葛西収三議長 次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
今臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 葛西収三議長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。
次に、諸般の報告をいたします。
監査委員より地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。この報告書は、お手元に配布してありますので、ご了承願います。

◎日程第 3 議案第 13 号及び日程第 4 議案第 14 号

- 葛西収三議長 次に、日程第 3、議案第 13 号及び日程第 4、議案第 14 号の 2 件を一括議題といたします。

◎提案理由の説明

- 葛西収三議長 広域連合長より提案理由の説明を求めます。
広域連合長。

○佐々木孝昌連合長 ー登壇ー

平成 30 年つがる西北五広域連合議会第 3 回臨時会に提案いたしました、議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第 13 号は、つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。人事院及び青森県人事委員会の勧告に準じ、職員の給料月額を改めるため提案するものでございます。

議案第 14 号は、つがる西北五広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。人事院及び青森県人事委員会の勧告に準じ、特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給率を改めるため提案するものであります。

以上が、本臨時会に提案いたしました議案の概要でございます。

詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明をいたしますので、両議

案ともご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○葛西収三議長 はじめに、議案第 13 号
つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
質疑を行います。

(なし)

○葛西収三議長 無いようですので、質疑を終結いたします。
討論を行います。

(なし)

○葛西収三議長 無いようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○葛西収三議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

○葛西収三議長 次に、議案第 14 号
つがる西北五広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
質疑を行います。

(なし)

○葛西収三議長 無いようですので、質疑を終結いたします。
討論を行います。
討論はございませんか。

(なし)

○葛西収三議長 無いようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○葛西収三議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、今臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

◎広域連合長あいさつ

○葛西収三議長 広域連合長より、発言の申し出がありますので、これを許可いたします。
広域連合長。

○佐々木孝昌連合長 —登壇—

それでは、閉会にあたりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

今臨時会も、葛西議長をはじめ、議員各位のご理解とご協力によりまして、全議案とも御議決を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

広域連合では、病院事業のほか介護認定審査会、障害判定審査会の運営といった構成市町との連携による広域的事務も行っており、本日の議案は、こうした職務に従事する職員の給与に関する条例でございました。

超高齢化社会を迎え、様々な取り組みが必要となる中、広域行政が担うべき職域もより深く、そして広くなっていくものと存じております。

広域連合においても、事務体制の強化に務めて参りますので、議員各位におかれましては、倍旧のご支援ご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

終わりに、平成最後の年末年始となりますが、皆様方におかれましては健康に十分ご留意され、新しい年が皆様にとりまして幸多き年となりますよう衷心よりご祈念申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

◎閉会宣告

○葛西収三議長 これにて、平成30年つがる西北五広域連合議会第3回臨時会を閉会いたします。

どうも、ご苦勞様でした。

午後3時7分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

つがる西北五広域連合議会議長 葛 西 収 三

つがる西北五広域連合議会議員 三 上 洋

つがる西北五広域連合議会議員 佐々木 直 光